

高知県ジャパンサイクルリーグ開催費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年5月17日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第4項並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表第1～第2 略</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年5月17日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第4項並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1～第2 略</p>